

茨城県警察ワークライフマネジメント等の推進のための行動計画（第三期）

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画

■ 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

■ 目的

仕事と生活を職員自身が主体的に双方の充実をマネジメントし、相乗効果を発揮することで仕事の生産性を高めながら持続的に働くことができる職場づくりを目指す。

■ 行動計画で推進する**重点項目**と数値目標

ワークライフマネジメント等の推進のための取組

1 職場の「働きやすさ」の確保

- 重点的かつ効率的な業務運営【重点項目】
- 働く時間と場所の柔軟化 ■ 勤務時間関係（時間外勤務の縮減等）
- 休暇の取得促進

数値目標

管理職以外の職員一人当たりの年間の**時間外勤務の時間数が、前年を下回る**。
年次休暇の平均取得日数を**年間15日以上**とする。

2 職員の「働きがい」の向上

- 職員自身の取組 ■ 対話・意思疎通の活性化等
- 部下職員の主体的な働き方、人材育成の促進等【重点項目】
- 幹部職員のマネジメントの能力向上のための取組等 ■ 職場環境の適切な把握

3 多様な職員の活躍促進

- 両立支援制度を利用しやすい雰囲気醸成
- 仕事と育児・介護との両立を図る職員への支援・配慮
- 職員が子育てをしながら活躍できる職場作り【重点項目】 等

数値目標

男性職員の4週間以上（特別休暇の場合は5日取得するごとに1週間分に換算）の**育児休業等の取得率を85%以上**とする。

4 女性の採用・登用拡大等

- 女性の採用拡大に向けた取組
- 女性職員の計画的な育成等【重点項目】
- 女性職員の意見の反映 等

数値目標

令和13年4月1日時点で、警察官に占める**女性警察官の割合を15%程度**とする。

5 その他

- 安心して子供を育てられる安全な環境の整備
- 子供と触れ合う機会の充実